

防火対象物点検報告特例認定についてのお知らせ

防火対象物定期点検報告特例認定については、下記事項に留意して下さい。

記

1 防火対象物点検報告特例認定の失効について

- (1) 特例を認定した日から3年を経過すると、認定の効力が失われます。
なお、認定の失効前に再度認定を申請される場合は、当署がその申請に対する（認定・不認定）通知書を交付した時点で、以前に受けていた認定の効力が失われることとなります。
 - (2) 管理権原者に変更があった場合、認定の効力が失われます。
この場合、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき、別紙の「管理権原者変更届出書」（別記様式第1号の2の2の3）により速やかに当署に届け出て下さい。
なお、この届出を怠った場合は、消防法第46条の5の規定により5万円以下の過料に処される場合がありますので注意して下さい。
（法人の代表者のみの変更となった場合は、届出の必要はありません。）
 - (3) 認定を受けた防火対象物が用途変更等により、消防法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物に該当しなくなった場合、認定の効力は失われます。
- ※ (1)から(3)により、認定の効力が失われた場合、下記3の「防火優良認定証」の表示はできなくなります。

2 防火対象物点検報告特例認定の取消し

この特例は、消防法において防火管理に関しての定期的な点検が義務づけられている防火対象物に対して、日常の防火管理等が適正に行われていると消防機関が認定した場合に限り、その義務を一定期間免除するものです。

従って、防火管理等が適正に行われていないことが発覚した場合は、特例の認定を取り消すこととなりますので、引き続き適正な状態を維持して下さい。

なお、特例認定が取り消されるのは次のような場合です。

- (1) 不正な手段で特例認定を受けたことが判明したとき
- (2) 消防法違反で命令を受けたとき
- (3) 消防法第8条の2の2の規定に基づく点検基準に適合しなくなったとき

3 防火対象物点検報告特例認定の表示

特例が認定されている間は、「防火優良認定証」を利用者の見やすい場所に表示し、安全性をアピールすることができます。

ただし、その管理について権原が分かれている防火対象物は、防火対象物全体が認定されている場合のみ表示することができます。

また、消防法第36条第1項において準用する第8条の2の2第1項の規定による防災管理点検報告が義務付けられる防火対象物については、防火対象物点検報告の特例認定と併せて防災管理点検報告の特例認定を受けた場合に限り、「防火・防災優良認定証」を掲示することができます（防火優良認定証のみを掲示することはできません。）。

なお、「防火優良認定証」については、一般社団法人 北海道消防設備協会などで購入できます。